

諮詢相手：外務大臣

諮詢日：令和6年8月6日（令和6年（行情）諮詢第881号）

答申日：令和8年1月26日（令和7年度（行情）答申第833号）

事件名：衆参予算委員会からの2024年資料要求に関する行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる5文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年6月24日付け情報公開第00454号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢相手」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によるところ、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

（2）意見書

各党とのやり取りに関する文書が存在するはずである。

衆参予算委員会からの資料要求にあたり、請求する各党とのやり取り（例えば請求趣旨の確認のためのメモなど）や、請求事項を外務省内での担当部局に割り振りするなどの事務的事項を記録した文書が存在するはずである。

第3 謝罪の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和6年5月24日付けで受理した本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定のうえ、開示する決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、「特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。」とする審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の2に記載の5文書（本件対象文書）である。

3 審査請求人の主張について

今般、審査請求人は、「確認する手段を持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。」としている。諮問庁は、今次審査請求を受けて、特定されるべき文書に漏れがないか改めて確認したが、本件請求文書の開示請求を受理した令和6年5月24日時点において、2024年に衆参予算委員会からの資料要求に関して行政文書ファイル等に綴られた文書は原処分で特定した、衆参両院に提出した本件対象文書以外にはないことを確認した。

（以下省略）

4 結論

上記3を踏まえ、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和6年8月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月2日 | 審査請求人から意見書の收受 |
| ④ 令和8年1月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件請求文書の特定の妥当性について

（1）本件請求文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書の開示請求書には、「衆参予算委員会からの2024年資料要求に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」と記載されていることから、衆議院及び参議院の予算委員会からの2024年資料要求に関して行政文書ファイルにつづられている文書の開示を求めているものと解し、本件対象文書を特定し、原処分を行った。

イ 審査請求人は、意見書（上記第2の2（2））において、「衆参予算委員会からの資料要求にあたり、請求する各党とのやり取り（例えば請求趣旨の確認のためのメモなど）や、請求事項を外務省内での担当部局に割り振りするなどの事務的事項を記録した文書が存在するはずである。」と主張している。しかしながら、処分庁は外務省組織令（平成12年政令第249号）19条5項に基づき国会との連絡に当たっているところ、審査請求人が主張する文書は、処分庁が日々国会との連絡を行う一環で作成されるものであるため、外務省文書管理規則14条6項（2）の「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」に該当し、関係部署への連絡が終了した後に遅滞なく廃棄されている。

したがって、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、外務省の関係部署において、改めて執務室内、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

（2）当審査会において、諮問庁から提示を受けた外務省組織令及び外務省文書管理規則を確認したところによれば、諮問庁の上記（1）イの諮問庁の説明は不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記（1）ウの探索の範囲等も不十分であるとは認められず、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

衆参予算委員会からの2024年資料要求に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て

2 本件対象文書

- (1) 衆議院予算委員会要求資料（特定政党A：第1回提出分）外務省令和6年2月
- (2) 衆議院予算委員会要求資料（特定政党A：第2回提出分）外務省令和6年2月
- (3) 衆議院予算委員会資料要求（特定政党B）外務省令和6年2月
- (4) 衆議院予算委員会資料要求（特定政党B：第2回提出分）外務省令和6年2月
- (5) 参議院予算委員会要求資料（令和6年度総予算）外務省令和6年2月7日